

一般財団法人 日本民間公益活動連携機構 (JANPIA)
第 21 回理事会 (決議省略) 議事録

1. 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

■ 第 1 号議案 運営資金の借りに関する件

<議案の概要及び提案理由>

当機構は、2020 年 4 月から休眠預金等交付金が交付される 2020 年 7 月までの期間に必要となる資金を民間金融機関からの融資により調達する。本件は理事会規則第 16 条 (決議事項)

(1) ホ「多額の借財」に該当する。

2020 年 3 月末時点での休眠預金等交付金を原資とした当機構の預貯金残高については、年度を跨いだ 4 月 1 日以降は運用資金として取り扱われるため 3 月末時点で現預金として別途確保が必要であることから、3 月中の融資契約の締結に向けて決議の省略により承認を求めるもの。

<議案の詳細>

- 2019 年度においても休眠預金等交付金が交付された 2019 年 9 月までの期間に必要となる資金について日本経済団体連合会からの融資により資金調達を行った。
- 今回新たに複数の国内銀行等 (3 行) 及び公的金融機関 (2 機関) に融資を要請した結果、2 行より融資可能との返答を得たため、提示された諸条件等につき、金利、融資形態の柔軟性、実務上の利便性を中心に比較検討した結果、みずほ銀行からの資金調達が最も当機構の需要に合致したものになるとの判断に至ったもの。
- 融資条件は、融資金額：2 億円、年利：1.08% (1 カ月ごとの市場金利連動)、返済期日：2020 年 8 月 31 日、融資形態：当座貸越契約及び払戻請求書に基づく貸越。融資申し込みとあわせ 3 口座を開設する。
- 本融資形態は、借入と返済を柔軟に行うことができるため、所要資金に応じて借りに入りを行い、休眠預金等交付金の受け入れ後は早期に返済することとする。
- 金利分を休眠預金交付金から充当することに鑑みれば、金利負担をより軽減することが可能な同行との融資契約を優先させるべきと思料する。

■ 第 2 号議案 特定資産の取り扱い等に関する件

<議案の概要及び提案理由>

当機構の 2020 年度収支予算書及び 2019 年度収支決算書の作成にあたり、特定の目的に区分した科目 (特定資産) を設ける必要があることから、経理規程第 28 条第 1 項第 2 号 (特定資産) に区分を追加し、あわせて特定資産の取り扱いを明確化することとする。その他、経理規程第 40 条の誤謬訂正を行う。

<議案の詳細>

- 経理規程第 28 条第 1 項第 2 号 (特定資産) に「次年度事業積立資産」「ソフトウェア取得積立資産」「運用資金」を新たに設け、「災害支援引当資産」を「災害支援積立資産」に名称変更を行い、当該特定資産に関し、使途、保有及び運用方法等の取り扱いを明確化する。

- 経理規程第 40 条第 1 項第 2 号では、減価償却の方法を、有形固定資産は定率法（ただし、建物、建物附属設備及び構築物については定額法）、無形固定資産は定額法と定めているが、同条において「有形固定資産及び無形固定資産は定額法による」との誤謬表現が混在しているため、当該箇所を削除する。

2. 理事会の決議があったものとみなされた事項を提案した理事の氏名

理事長（代表理事）二宮 雅也

3. 理事会の決議があったものとみなされた日

2020 年 3 月 19 日（木）

4. 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

理事長（代表理事）二宮 雅也

2020 年 3 月 18 日（水）、理事 二宮雅也が理事および監事の全員に対し、理事会の決議の目的である事項について、上記の内容の提案書を電磁的記録によって発送した。当該理事会の決議の目的である事項につき、2020 年 3 月 19 日（木）中に、理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監事の全員から電磁的記録により異議を述べない旨の確認書の提出を受けたので、当機構定款第 44 条および理事会規則第 10 条に定める「決議の省略」の規定に基づき、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

以上の通り、理事会の決議があったものとみなされたことを明確にするため、この議事録を作成し、議事録の作成に係る職務を行った理事が記名押印する。

2020 年 3 月 19 日

一般財団法人 日本民間公益活動連携機構

理 事 長 二 宮 雅 也